

貯水槽管理等に関する担当区分（小規模貯水槽水道の場合）



担 当	水道部施設課 給水係	申 請	貯水槽設置者 (小規模貯水槽水道※1)
① 設置について（新設） （貯水槽新設）	給水装置新設工事申 請の受理・審査	申請	貯水槽を新たに設置する場合は、設置者は水道部施設課へ給水装置工事申請をしなければならない。
② 改造について （貯水槽の容量を変更する場合、貯 水槽の位置を変える場合等）	給水装置改造工事申 請の受理・審査	申請	貯水槽の改造により、貯水槽容量などが変わる場合、設置者は水道部施設課へ給水装置工事改造申請をしなければならない。
③ ポンプ故障等の修理 （電気系統の修理、ポンプ部品の交換、同型ポンプの新品への交換等）	届出不要		給水装置の改造に至らない場合は水道部施設課への申請不要。
④ 貯水槽の点検			給水条例等に基づき、毎年 1 回以上定期に清掃を行う。（条例 36 条、施行規則 20 条）
⑤ 貯水槽の清掃・水質管理			給水条例等の指導に基づき適切な管理を行う。（条例 36 条、施行規則 20 条）

※1 有効容量（運用上の満水容量）10m³以下の貯水槽

三郷市水道事業給水条例

第36条 簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の貯水槽水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規則の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

三郷市水道事業給水条例施行規則

第20条 条例第36条第2項に規定する管理は、次に掲げる管理基準により行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第36条第2項に規定する検査は、1年以内ごとに1回、定期に、毎年1回以上定期に水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第34条の2第2項に準じて、次に掲げる者により行うものとする。

- (1) 法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
- (2) 法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第4号又は同項第8号に該当する事業を営む者として同条の規定により登録を受けた者